

Title	古代社会に於ける農業の発達
Sub Title	
Author	山本, 勝太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.6 (1928. 6) ,p.815(99)- 825(109)
JaLC DOI	10.14991/001.19280601-0099
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280601-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Stein, Lorenz v.—Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich.

佛蘭西社會主義史の最大權威なる事は今更暇を要しない。佛蘭西大革命の記述の如き他の著作と根本的に取扱方法を異にしてゐる。バボエフ陰謀に關する記述は流石に巨匠の筆を俾はしむる。更にバボエフ主義と共和主義との交渉に關する記述も簡結明晰である。

Sudre, Alfred.—Histoire du communisme. 5. ed. 1856.

Ichernoff, I.—Le parti républicain sous la monarchie de juillet. 1901

バボエフ主義運動は共和主義運動の地盤の上に進展したものである。従てバボエフ主義運動を理解するためには先づ共和主義運動を知悉する事を要する。本書は共和主義思想の形成及進展に關する最も詳細なる系統的研究であると共にバボエフ主義運動に關しても前掲 Sencier の著作と共に必讀の文字である。

Thomas, Albert.—Babeuf's sozialistischen Ideen vor der Verschwörung der Gleichen. (Documente des Sozialismus IV. V.)

Albert Thomas は佛蘭西に於ける著名なるバボエフ研究家である。本論文はバボエフ初期の社會主義思想並に其發展を述べた唯一の研究である

Verecque, Charles Dictionnaire du socialisme. 1911.

Villegardelle, F.—Histoire des idées sociales avant la révolution française. 1846

古代社會に於ける農業の發達

山本勝太郎

嚮に私は、第二十二卷第二號誌上を以て、「古代社會に於ける經濟生活發達の史的經過に就て」との題名の下に、わが國は西歐諸國と事情を異にし、天孫民族は來往以前既にその地に於て漁獲狩獵時代を經過したれば、始めより農業専ら行はれ、却つて漁獵の如きは附隨のものに過ぎずとする見解を速断に過ぐるものとなし、わが國に於ても又主獵從農より主農從獵への史的經過を認め得べき事を推定し、而して、農業が史上にその發達の跡を印せるは崇神朝の頃なることを記した。そこで以下少しくその以後に於ける農業發達の状態を、主として紀に就て一考し、且ミヤケに關する當時の説明の不備を補正してをさたいと思ふ。

日本書紀崇神天皇七年條に「國內漸謐。五穀既成。百姓饒之。」とあり。同じく十二年條に

秋九月。始校人民。更科調役。此謂男之調。女之手末調也。是以。天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下太平。故稱謂御肇國天皇也。

六十二年秋七月。

詔曰。農天下之大本也。民所恃以生也。今河内狹山埴田水少。是以。其國百姓。怠於農事。其多開池溝。以寬民業。冬十月。造依網池。十一月。作苅坂池反折池。

等を始め、垂仁紀三十五年條には「秋九月。遣五十瓊敷命于河内國。作高石池茅渟池。冬十月。作倭狹城池及迹見池。是歲令諸國。多開池溝。數八百之。以農爲事。因是百姓富寬。天下太平也。」云々などといふ如く、此の時分より農業に關する古事次第に整つて來たもの、様に思はるゝが、それら農耕の地は、自然に豐沃なる所に於てのみ撰まれ、田圃又永く水田の利用のみにて、陸田の開墾仲々行ひ難かりし事情は、次代社會を描寫せる『續日本紀』元正天皇靈龜元年の詔にさへ「國家隆泰。要在富民。富民之本。務從資食。故男勤耕耘。女修紙織。家有衣食之饒。人生廉耻之心。刑錯之化爰興。太平之風可致。凡厥吏民豈不昂歟。今諸國百姓未盡產術。唯趣水澤之種。不知陸田之利。或遭滂旱。更無餘穀。秋稼若罷。多致饑饉。云々」とある位にて、良田の撰擇は當時の人々の最も意を用ひたる所にして、例之安閑紀に

詔曰。皇后雖體同天子。而内外之名殊隔。亦可。以充屯倉之地。式樹樹庭。後代遺迹。迺差勅使。簡擇良田。勅使奉勅。宣於大河内直味張。曰。今汝宜奉進膏腴唯雉田。味張忽然恡惜。欺誑勅使。曰。此田者天旱難溉。水潦易浸。費功極多。收穫甚少。云々

とせるあり、『釋日本紀』また顯宗紀の「出雲者新墾」を註して「出雲者。良田之名也。言新墾之良田。多稼如雲之出也」としてゐる程である。(第二十二卷第二號九〇頁參照)

而してかの萬葉歌人が情歌に残れる幾多の溝池は、即ち往時に於ける灌溉のために築造せられたるものにして、そが多く王城の地、又はその附近に作られたれば、その如く人々こゝに到り、その如く歌ひ殘されたる次第である。即ち景行紀五十七年條に

秋九月。造坂手池。即竹蒔其堤上。

の紀事あり、柿本人麻呂が輕市の挽歌や、紀皇女が輕の池の戀歌に傳はれるかの輕の池の開掘又應神朝の事にして、紀の十一年條に

冬十月。作劔池輕池鹿垣池厩坂池。

と載つてゐるのである。又仲哀紀八年條には

其祭之以天皇之御船穴門直踐立所獻之水田名大田是等物爲幣也。

とあり、さらに神功皇后紀には

皇后則。識神教有驗。更祭祝神祇。躬欲西征。爰定神田。而佃之時。引灘河水。欲潤神田。堀溝及于迹驚岡。大磬塞之。不得穿溝。皇后召武内宿禰。捧劔鏡。令禱祈神祇。而求通溝。則當時雷電霹靂。蹴裂其磬。令通水。故時人號其溝。曰裂田溝也。

などいふ傳説も載つてゐるのであるが、仁徳天皇の頃に至るや、農業の進歩殊に著しき形跡あり、紀の十二年條に「堀大溝於山背栗隈縣。以潤田。是以。其百姓每豐年也。」とし、同じくその十四年條に「堀大溝於感玖。乃引石河水。而潤上鈴鹿下鈴鹿上豐浦下豐浦四處郊原。以墾之得四萬餘頃之田。故其處百姓。寬饒之無凶年之患。」と述べてゐる如く、意を竭して水田の開発に努めしことを知るのである。

此の以後、農業發達に關する記述次第に繁く、反正紀の「風雨順時。五穀成熟。人民富饒。天下太平。清寧紀の「以難波來目邑大井戸田十町。送於大連。又以田地。與于漢彦。以報其恩。云々」

仁賢紀の「海内歸仁。民安其業。是歲五穀登衍。蠶麥善收。遠近清平。戶口滋殖焉」などを始め、繼體紀元年戊辰の詔には

朕聞。土有當年而不耕者。則天下或受其飢矣。女有當年而不績者。天下或受其寒矣。故帝王躬耕而勸農業。后妃親蠶而勉桑序。况厥百寮暨于萬族。廢棄農績。而至殷富者乎。有司普告天下。令識朕懷。

とあり、更に安閑天皇の時代に至りては、諸國の田部屯倉の發達と共に、茲に原始社會の主獵從農時代は全く農業時代に移れることを知るのである。それ敏達紀十二年の目羅が奏上の言に現れたる産業立國策こそは、その原始社會の鬭争生活より漸く脱して新時代への過渡期現象をよく説明したものであるといふべきであらう。文に曰く。

問國政於日羅。日羅對言。天皇所以治天下政。要須護養黎民。云々。同じく憲法第十六條に

使民以時古之良典。故冬月有間以可使民。從春至秋農桑之節。不可使民。其不農何食。不桑何服。

而してわが古代社會に於ける奴隸經濟は實にこの間に發生し發達せるものにして、右に述べたる溝池の開掘、墾田耕作の勞役に從事せる品部部曲の民及び賤奴こそは、わが國農業發達史の第一頁にその功猷を記し傳へらるべきものである。應神紀三年條「東蝦夷悉朝貢。即役蝦夷而作厩坂道。同七年條「高麗人百濟人任那人新羅人並來朝。時命武内宿禰。領諸韓人等作池。因以名池

號韓人池。さらしに履中紀の「亦免從濱子野島海人等之罪。役於倭蔣代屯倉」等、以てその一斑を覗ふに足らむ。

次に屯倉制度の方面より、わが古代社會に於ける農業發達の跡を按ずるに、屯倉が始めて設置せられしは垂仁天皇の二十七年にして、紀に

是歲興屯倉于來目邑。屯倉此云彌夜氣

とあり。屯倉はもと屯田即ち朝廷領の田より收納する穀物を貯藏する小屋を指稱せるものなるも、(二十二卷第二號九二頁「播磨風土記」傍磨郡胎和里條の引用文參照) 宣化紀元年五月の詔によれば、この穀物收納の官舎は、即ち當時凶年救濟策として修築せられしものである事を知るのである。即ち紀は

食者天下之本也。黃金萬貫不可療飢。白玉千箱何能救冷。夫筑紫國者遐邇之所朝屆。去來之所關門。是以海表之國候海水以來賓。望天雲而奉貢。自胎中之帝泊于朕身。收藏穀稼。蓄積儲糧。遙設凶年。厚饗良客。安國之方更無過之。故朕遣阿蘇仍君加運河内國茨田郡屯倉之穀。蘇我大臣稻目宿禰。宜遣尾張連運尾張國屯倉之穀。物部大連繼鹿火。宜遣新家連運新家屯倉之穀。阿倍臣。宜遣伊賀臣運伊賀國屯倉之穀。修造官家那津之口。又其筑紫肥豐三國屯倉。散在縣隔運輸遙阻。儻如須要難以備卒。亦宜課諸郡分移。聚建那津之口。以備非常。永爲民命。云々

と述べてゐるのである。(從つて屯倉は、所謂社會政策的見地から設けられしものである様に思はる

が、たゞ茲に一言注意したきは、前に云々したる産業立國策といひ、又この社會政策といふも、當時に於ける「國家」若くは「社會」なる概念は、現今用ゐられてゐるそれらのものは全然別箇のものであることである。『古事記』には安康天皇の段に、圓大臣が贖罪のために獻れる五處の屯宅の事見ゆ。註して「所謂五村の屯宅は、今の葛城の五村の苑人なり」とて、ミヤケはまた屯宅と書きたるものも見うけるのである。(而してこの種のミヤケは即ち後に所謂タトコロならむ。紀に豪族私有のミヤケの記事多きは即ち大化改新の詔勅にタトコロたる屯宅を指稱するものと推定したい。但し齋つたものが、後はは、その屯田の地一帯をも、同じく何々のミヤケと稱する様になつて、畢にミヤケは屯田屯倉の總稱となつたことに就ては、安閑紀元年四月の内膳卿膳臣大麻呂の物語の左の一節に依つて明かである。

大麻呂奉勅。遣使求珠伊甚。伊甚國造等。詣京遲晚。時不進。膳臣大麻呂大怒。收縛國造等。推問所由。國造稚子直等。恐懼逃匿。後宮内寢。春日皇后不知。直入驚駭而顛。慚愧無已。稚子直等。兼坐闖入罪。當科重。謹專爲皇后獻。伊甚屯倉。請贖闖入之罪。因定伊甚屯倉。今分爲郡屬上總國。

屯田は御田に出づといふ。神代紀に「天照大神以天狹田長田爲御田」の神話あり。屯倉の設置と共に、その附近の地一帯を以てその屯田とし、田部をして之を耕耘せしめたものである。而して『古事記』景行天皇段に「此之御世。定田部。又定東之淡水門。又定膳之大伴部。又定倭屯家。云々」

々」云々、景行紀に「令諸國與田部屯倉」云々の記録によつて各地にこの屯倉が出来て行つたのは景行天皇の頃よりと見るべきである。然らば、屯倉の制度は、わが國に於ける「農業時代」の開始と共に行はれたるものにして、又前掲記紀の文辭により、屯倉は朝廷領の田地なることも了解することが出来るのであるが、前にも註したる如く、紀を一讀せる者は、恰もこの屯倉が豪族私領の地たるが如き感を覺ゆる場合が多いであらう。従つて、これまでの經濟史社會史の類を瞥見して見ると、多くは故内田銀藏博士の簡單なる説明をそのまま踏襲して、ミヤケを以て朝廷領也とのみ記載し、この點に關する疑義に就ては何ら考究してゐない様であるが、又中には、之を田莊屯倉と並記して豪族私領と解釋してゐる人もある。紀に就て按ずれば、朝廷が諸國に命じて興さしめたる田部屯倉あり、罪ありし者がその罪を贖はんために獻じたる屯倉あり、又幾多の豪族より朝廷に獻上せる屯倉の記事があつて、而もその場合凡て皆之を屯倉を以て稱し、前後の區別甚だ混沌としてゐるのである。併し、ミヤケは朝廷領の土地を指すのであつて、決して豪族私領のものでなかつたことは、前掲古事記景行段や日本紀景行段の字句の外に、さらに、屯田司、田令等の官職を記したる記事、例之仁德紀即位前紀に「是時額田大中彥皇子。將掌倭屯田及屯倉。而謂其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰曰。是屯田者自本山守地。是以今吾將治矣。爾之不可掌。(中略)爰淤宇往于韓國。即率吾子籠而來之。因問倭屯田。對言傳聞之。於纒向玉城宮。御宇天皇之世。科太子大足彥尊。定倭屯田也。是時勅旨。凡倭屯田者。每御宇帝皇之屯田也。其雖帝皇之子。非御宇者不得。掌矣。是謂山守地。非之也。」を始めとし、さらに欽明紀十七年條に「遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前見

鳥郡一置屯倉。以葛城山田直瑞子爲田令。田令此云。及以三十年春正月。詔曰。量置田部其來向矣。年甫十餘脫籍免課者衆。宜遣膽津檢定白猪田部丁籍。夏四月。膽津檢閱白猪田部丁者。依詔定籍。果成田戶。天皇嘉膽津定籍之功。賜姓爲白猪史。尋拜田令爲瑞子之副。及以敏達紀三年條に「遣蘇我馬子大臣於吉備國。增益白猪屯倉與田部。即以田部名籍授于白猪史膽津等。によつて明かである。のみならず、繼體紀六年の條に「夫住吉神初以海表金銀之國高麗百濟新羅任那等。授記胎中譽田天皇。故太后氣長足姬尊與大臣武内宿禰。每國初置官家爲海表之蕃屏。云々とあり、欽明紀はさらにその六年三月の條に於て斷然「天皇所用彌移居國俱蒙福祐。と稱し、同十四年八月の條に於て「逮于秋節以固海表彌移居也」としてゐるのである。故にミヤケが朝廷領の地であつたことは疑ないのであるが、併し紀の文を卒直に讀みゆくときは、かの贖罪のために奉獻せる場合、豪族私有の所領地も屯倉の名稱によつて呼ばれ、恰も豪族所領の屯倉が數多く存在してゐた様に考へられるのである。而してそれに對して紀は何ら別段の註解を加へてゐないのである。然らばこの牴觸を如何に辯解せんとするか。それに就て私は斯う考へたいのである。即ち前掲安閑紀の末句に「謹專爲皇后獻伊甚屯倉。請贖闕入之罪。」といふのがある。そしてその句のすぐ次に「因定伊甚屯倉。」としてある。それから推して考へて見ると、伊甚屯倉といふ名稱は朝廷領のものとなつてから附せられたもので、それ以前は單に國造稚子直の私有地であつたに過ぎない。而してその他の場合に於ても、紀の編纂に當つて言ひ傳へられて來た屯倉の名稱を其儘使用して、豪族私有の頃は何と言つて居つたかそれは詮索しなかつたのである。といふ風に思はなければならぬ。果して然らば、紀に存する幾多の豪族私有と思しき屯倉は、實は何れも獻上後のミヤケの名稱にして、それまではタトコロであつた事を知る。而もかく説明するときは、大化三年の詔勅中に見る部曲、田莊の文辭も甚だ明瞭となり、既にその時代に先つて豪族は仲々多くの土地と人民とを私領してゐた事も分り、紀の中に「田莊」の文字甚だ尠しとするも、田莊の存在は夙にかくの如く到る處に發見し得て、「部曲田莊」云々の二年詔勅の意も之をよく肯定し得るに至るであらう。

今此の間の事情を一層よく了解せんがため、左に少しく紀に現れたる屯倉制度に關する記事を參酌して行けば、景行紀の田部屯倉設置以來、仲哀紀二年には淡路の屯倉を始め、仁德紀十三年に茨田、屯倉を立て、春米部を定め、更に和珥池を造り、横野の堤を築き、履中紀に村合屯倉、顯宗紀にかの歌に名高き縮見屯倉、繼體紀八年に匝布屯倉、同二十二年に糟屋屯倉等に關する記事あり。十二月。筑紫君葛子恐坐父誅。獻糟屋屯倉求贖死罪。次いで安閑紀に至りては、

元年十月。天皇勅大伴大連金村曰。朕納四妻。至今無嗣。萬歲之後朕名絕矣。大伴伯父今作何計。每念於茲憂慮何已。大伴大連金村奏曰。亦臣所憂也。夫我國家之王天下者。不レ論有嗣無嗣。要須因物爲名。請爲皇后次妃建立屯倉之地。使留後代。令顯前迹。詔曰可矣。宜早安置大伴大連金村奏稱。宜以小墾田屯倉與每國田部給賜紗手媛。以櫻井屯倉與每國田部給賜香香有媛。以難波屯倉與每郡釧丁給賜宅媛。以示於後式觀乎昔。

とせる外、「大河内直味張。恐畏求悔。伏地汗流。啓大連曰。愚蒙百姓罪當萬死。伏願每郡以鐙丁。春時五百丁。秋時五百丁。奉獻天皇。子孫不絕。藉此祈生。永爲鑑戒。別以狹井田六町。路大伴大連。蓋三島竹村屯倉者。以河内縣部曲爲田部之元。於是乎起。」とか「廬城部連根菖喻女幡媛。取物部大連尾興瓊。獻春日皇后。事至發覺。根菖喻以女幡媛獻乎女丁。并獻安藝國過戸廬城部屯倉。以贖女罪。」及び「武藏國笠原直使主與同族小杵相爭國造。經年難決也。小杵性阻有逆。心高無順。密就求援於上毛野君小熊。而謀殺使主。使主覺之走出。詣京言狀。朝廷臨斷。以使主爲國造。而誅小杵。國造使主悚喜。交懷不能默己。謹爲國家奉置横淳橘花多氷倉棟四處屯倉。」云々など、屯倉、田部、鐙丁に關する種々の記述を見るのである。而して此の屯倉が、朝廷自身の開拓によりてなれる場合、多く同時にその地に池溝の築造ありしもの、如く推考せらるゝは、嚮に記せる通り、當時にありては池溝は唯一の灌漑の便なりしたためなれば、以上の説明の結果、此の如く諸國に屯倉を設置せしめ、之を獎勵したることは、屯倉制度發達の歴史は又以て古代社會に於ける農業發達の經過を指示する一斑と認めて差支なかるべく、兼て又奴隸經濟發達の史の重要な一部を構成するものである。同じく安閑紀は、さらに猶筑紫の穗波屯倉、鎌屯倉、豊原の勝崎屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉、大坂屯倉、我鹿屯倉、火の國春日部屯倉、播磨國越部屯倉、牛鹿屯倉、備後國後城屯倉、多禰屯倉、來履屯倉、葉稚屯倉、河音屯倉、阿波國蘇岐屯倉、近江國葦浦屯倉、尾張國間敷屯倉、入鹿屯倉、上毛野國綠野屯倉、駿河國稚賀屯倉等を置き、櫻井

田邊、連、縣、犬養、連、難波、吉士等に詔して「屯倉の税」を主掌せしむといふ様な状態にて、屯倉制度は單に中央地方に於けるのみならず、ひろく各地にも行はるゝに至つた事を知るのである。而も一面から觀れば、これ即ち農業の普遍化である。されば推古紀に至りては、寺院に水田を寄進したる記事など現れ、遂に「每國置屯倉」といふ様な状態にまで進んだのである。